

第 27 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 30 年 2 月 28 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 第 27 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

### 目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第 1 号議案の審議の宣告	6
副広域連合長のあいさつ	7
第 2 号議案の審議の宣告	7
事務局長の議案概要説明	8
第 2 号議案の質疑、討論、採決	8
第 3 号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第 3 号議案の質疑、討論、採決	10
第 4 号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第 4 号議案の質疑、討論、採決	11
第 5 号議案の審議の宣告	12
事務局長の議案概要説明	12
第 5 号議案の質疑、討論、採決	13
第 6 号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第 6 号議案の質疑、討論、採決	14
第 7 号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第 7 号議案の質疑、討論、採決	18
第 8 号議案の審議の宣告	19
事務局長の議案概要説明	19
第 8 号議案の質疑、討論、採決	20
広域連合長の閉会挨拶	21
閉会の宣告	22

資 料

議案の送付について	23
議決一覧	24

## 招 集 告 示

### 高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成30年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第27回定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月19日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 記

- 1 日 時 平成30年2月28日（水）  
午後2時00分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35  
高知県自治会館  
2階 研修室

---

### 議 員 席 次

- |     |    |    |   |    |    |     |   |    |    |    |   |
|-----|----|----|---|----|----|-----|---|----|----|----|---|
| 1番  | 板原 | 啓文 | 君 | 2番 | 上治 | 堂司  | 君 | 3番 | 和田 | 知士 | 君 |
| 4番  | 岡崎 | 利久 | 君 | 5番 | 久保 | 八太雄 | 君 | 6番 | 高木 | 妙  | 君 |
| 7番  | 村田 | 秀作 | 君 | 8番 | 佐藤 | 徳治  | 君 | 9番 | 尾崎 | 政廣 | 君 |
| 10番 | 橋本 | 保  | 君 |    |    |     |   |    |    |    |   |
-

## 議事日程

平成30年2月28日 午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第5 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を制定する条例議案
- 第6 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第4号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第8 第5号議案 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第9 第6号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 第7号議案 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画議案

出席議員

1 番	板原 啓文 君	2 番	上治 堂司 君	3 番	和田 知士 君
4 番	岡崎 利久 君	5 番	久保 八太雄 君	6 番	高木 妙 君
7 番	村田 秀作 君	8 番	佐藤 徳治 君	9 番	尾崎 政廣 君
10 番	橋本 保 君				

---

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君
副広域連合長	池田 洋光 君
副広域連合長	清藤 真司 君
代表監査委員	吉本 雅史 君
会計管理者	佐竹 真紀 君
事務局長	山下 正雄 君

---

議会事務局職員出席者

事務局次長	福原 扶慈子 君			
書記	岡林 智也 君	山脇 智也 君	横田 未来 君	

---

広域連合事務局職員出席者

事業課長	小川 幹夫 君		
事業課課長補佐	大原 章 君	谷田 達哉 君	
事業課係長	中西 宏文 君		

◎開会の宣告

○議長（高木妙君） これより平成30年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第27回定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

午後2時01分 開会

---

◎議事日程の報告

○議長（高木妙君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 御異議ないものと、認めます。  
よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高木妙君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましても、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、5番久保八太雄議員、10番橋本保議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（高木妙君） 日程第2、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月28日の1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 御異議ないものと認め、本日1日と決定をいたしました。

---

## ◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（高木妙君） 日程第 3、提出議案の提案理由説明に入ります。

第 1 号議案から第 8 号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、第 27 回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして、国の動向を踏まえ、申し上げます。

急速な少子高齢化の進展に伴い、若年層や現役世代の人口が減少し、高齢者の人口割合が増加するなか、医療費は年々増加しており、平成 28 年度の国民の概算医療費は約 41 兆円にまで達しています。

後期高齢者の医療費につきましても、被保険者数の増加に伴い年々増加してきており、国は平成 30 年度の予算案において後期高齢者医療給付費等を約 15 兆 8 千億円と見込んでおり、このうち国が負担する後期高齢者医療制度の関係経費は、今年度と比較して約 400 億円増の 5 兆 2,789 億円となっています。

平成 30 年度については、6 年に一度の診療報酬と介護報酬の同時改定があることや、国保財政の都道府県単位化に加えまして、医療計画や医療費適正化計画、介護保険事業計画等の開始年度にあたりますので、社会保障制度改革の節目の年でもあり、様々な分野の改革の連携を図る施策を実施することとされています。

こうした状況のなかで、本県における 1 人あたり医療費は全国トップクラスとなっておりますので、医療費の適正化が重要な課題となっています。

当広域連合としては、引き続き、医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業実施計画を改定しまして、健康診査や生活習慣病の重症化予防等の保健事業の充実を図り、被保険者の方々が健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる環境を維持してまいります。

今後も本制度の安定した運営を継続するため、国の動向等を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等とも連携し、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案 1 件、条例議案 2 件、予算議案 4 件、その他の議案 1 件であります。

まず、第 1 号議案 副広域連合長の選任同意議案につきましては、今年 2 月 4 日に池田 洋光氏の副広域連合長としての任期が満了となりましたので、引き続き、副広域連合

長として再任することについて、ご同意を求めるものであります。

第2号議案につきましては、広域連合の債権について管理の適正化を図り、公正で円滑な行財政運営を進めるため、債権管理の条例を制定するものです。

第3号議案につきましては、保険給付費が増大する中で保険財政の均衡を図るため、平成30年度及び平成31年度の保険料率を定めるとともに、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額の改定などを行うものです。

第4号議案の平成29年度一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ394万2千円を減額し、総額を5,695万8千円とするものです。

第5号議案の平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,973万9千円を増額し、総額を1,521億9,997万円とするものです。

第6号議案の平成30年度一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算規模は対前年度当初比で381万3千円減の5,297万3千円となっております。

第7号議案の平成30年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、当初予算規模は、対前年度当初比で70億6,200万円減の1,395億3,800万円となっております。

第8号議案後期高齢者医療広域連合第3次広域計画議案につきましては、現行の広域計画の期間が今年度末までとなっていることから、新たな第3次広域計画について議決をお願いするものでございます。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切にご決定をお願いいたします。

---

### ◎第1号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第4、第1号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について」を議題といたします。

本議題は、平成30年2月4日付けで、池田洋光副広域連合長の任期が満了となったことに伴いまして、新たな副広域連合長の選任を行うものです。書記の朗読は省略いたします。副広域連合長につきましては、池田 洋光 中土佐町長を選任することに、同意を求めるものであります。

○議長（高木妙君） お諮りいたします。

第1号議案につきましては、提案理由の説明は省略し、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（高木妙君） 御異議ないものと認めます。

よって、第 1 号議案につきましては、これに同意することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって第 1 号議案は、原案に同意することに決定いたしました。

---

午後 2 時 10 分

◎休憩の宣告

○議長（高木妙君） 暫時、休憩とします。

---

午後 2 時 11 分

◎再開の宣告

○議長（高木妙君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎副広域連合長のあいさつ

○議長（高木妙君） ただいま選任されました、池田 洋光副広域連合長よりご挨拶があります。

○副広域連合長（池田洋光君） ただいま議員の皆様方にご同意を賜りまして、副広域連合長に就任をいたしました、中土佐町長の池田でございます。

高知県の後期高齢者医療については、広域連合長よりお話があったところですが、大変厳しい状況にあります。加えて今後 2025 年も団塊の世代が全て後期高齢者になるという時代を迎えるわけでありまして、これから特に後期高齢者医療を取り巻く環境というのは年々厳しくなっていくと思われまます。

そういった意味におきまして私も微力ではありますが、岡崎広域連合長を補佐し、皆様方のご指導を賜りながら、この医療制度が円滑に運営できますよう努力してまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

---

◎第 2 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第 5、第 2 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を制定する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

---

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。  
事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山下事務局長挙手）

- 議長（高木妙君） 山下事務局長。

- 事務局長（山下正雄君） 第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を制定する条例議案」について、ご説明いたします。

議案及び説明書の3ページをお願いします。

本議案は、不当利得や不正利得に対する返還金や資格喪失後の受診、所得更正などによる負担区分の変更により生じた差額などにかかる返納金、また、交通事故などの第三者行為により医療給付が生じた際の損害賠償金の回収などにかかる債権の管理について、必要な事務手続きなどを定めることにより、債権管理の適正化を図り、公正で円滑な行財政運営を進めるために条例を制定するものでございます。

この条例では、第1条から第5条において、目的や用語の定義、台帳整備等を定め、第6条から第11条では、督促や強制執行など法的措置を含めた回収の手法を定めています。また、第12条第1項では、著しい生活困窮状態や破産による免責など一定の条件下での債権放棄について定め、同第2項では、その債権放棄をした場合の議会への報告義務を定めています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

◎第2号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（高木妙君） つづきまして、第2号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 2 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を制定する条例議案」を採決いたします。

第 2 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 2 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

### ◎第 3 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第 6、第 3 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

---

### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 3 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 6 ページ及び、定例会説明資料の 17 ページをお願いします。

今回の改正内容としては、大きく分けて二つありまして、一つは、国の政令改正に伴う保険料均等割軽減の見直しと、賦課限度額の引上げといった保険料に関する改正と、もう一つは、法律改正に伴う住所地特例の適用に関する改正です。

定例会説明資料の 17 ページ以降が、今回の改正の新旧対象表になっておりますので、そちらの方で説明させていただきます。左が改正案、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しています。

まず、17 ページの第 9 条及び第 10 条では、年度と保険料率を定めています。保険料率は、2 年ごとに保険財政の均衡を保てるように見直すこととされており、今回の改正案では、保険料率を据え置き、適用される年度を平成 30 年度、31 年度に改めるものです。次の第 11 条は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に合わせ、賦課限度額を現行の 57 万円から 5 万円引き上げ、62 万円とするものです。第 13 条第 1 項第

1号中のイは、規定を改正するものではなく、今回、国から示された条例改正の例に従い、文言を改めるものです。

18ページをお願いします。中段から下の第15条第1項第2号及び第3号は、政令の改正に合わせ、被保険者均等割の軽減のうち、5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大を図るものです。5割軽減については、第2号中の下線部の被保険者の数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に改め、2割軽減については、第5号中の被保険者数に乗ずる49万円を50万円に改めることで、軽減判定のための所得基準額を引き上げる改正となります。

19ページをお願いします。第21条及び第22条は、国民健康保険に加入されていた際に、住所地特例の適用を受けられていた方が、後期高齢者医療への加入時に、その適用を引き継ぐように見直すものとして、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され第55条の2が追加されたことから、条例で規定されている保険料を納付していただく対象者の規定に法第55条の2を追加するものです。

条例改正の説明については、以上です。

---

### ◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第3号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

- 議長（高木妙君） 日程第7、第4号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。  
書記の朗読は省略いたします。
- 

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） では、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

- 議長（高木妙君） 山下事務局長。

- 事務局長（山下正雄君） 第4号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の7ページをお願いします。この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ394万2千円を減額し、5,695万8千円とするものです。

16ページをお願いします。

まず、歳出ですが、13節 委託料、18節 備品購入費の減額につきましては、新しい地方公会計の導入経費が当初の見込みより194万2千円不用となったため、それぞれ減額するものでございます。19節 負担金、補助及び交付金の200万円の減額につきましては、総務課職員人件費が当初予算より少なくなる見込みとなったため、派遣元市町村への負担金が減額となるものです。

歳入に関しましては、市町村負担金、財政調整基金繰入金など歳出と同額の減額補正となります。

一般会計補正予算の説明は、以上です。

---

◎第4号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（高木妙君） つづきまして、第4号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第4号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

### ◎第5号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第8、第5号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第5号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の17ページをお願いします。この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ1,973万9千円を増額し、1,521億9,997万円とするものです。

補正内容につきましては、26ページをお願いします。

まず、歳出についてご説明いたします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の派遣職員人件費負担金の250万円の減額は、事業課職員15名の給与の実績見込みにより、派遣元市町村への負担金が減額となるものです。

次に27ページをお願いします。5款の保健事業費で、1目健康診査費について、受診者見込み数の増加に伴い、健康診査委託料を2,128万9千円、歯科健診委託料を95万円、それぞれ増額するものです。

歳入に関しましては、市町村負担金及び国庫補助金、事業運営基金繰入金など同額の

増額補正となります。

特別会計補正予算についての説明は、以上です。

---

#### ◎第5号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（高木妙君） つづきまして、第5号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第5号議案「平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### ◎第6号議案の審議の宣告

- 議長（高木妙君） 日程第9、第6号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を審議いたします。  
書記の朗読は、省略いたします。
- 

#### ◎事務局長の議案概要説明

- 議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

(山下事務局長挙手)

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第6号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の29ページをお願いします。

平成30年度の一般会計の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ5,297万3千円で、今年度より381万3千円の減額となっています。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としています。

予算総額が平成29年度と比べ減額となった主な理由は、平成29年度に行いました新たな地方公会計の初年度対応が終了し、30年度はその経費が不要となるため、減額となったものです。

39ページをお願いします。歳出について主なものをご説明いたします。1款、1項、1目議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、65万7千円を計上しています。

40ページをお願いします。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものは41ページの19節 負担金、補助及び交付金の事務局長及び総務課職員合わせて5名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が3,500万円のほか、13節 委託料が公会計制度に係る財務書類作成委託料など189万6千円、また14節 使用料及び賃借料が、433万2千円となっています。

続きまして歳入、35ページをお願いします。歳入につきましては、そのほとんどを占めている1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとした一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で5,196万4千円を見込んでいます。市町村負担金も歳出でご説明しました新たな地方公会計の経費の減により29年度より381万1千円の減となっております。

平成30年度一般会計予算の説明は、以上です。

---

### ◎第6号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第6号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 6 号議案「平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

第 6 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 6 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### ◎第 7 号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第 10、第 7 号議案「平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第 7 号議案「平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 47 ページをお願いします。

まず、歳入歳出の総額は、第 1 条のとおり、1,395 億 3,800 万円でございます。この総額は、対前年度比マイナス 4.82%、70 億 6,200 万円の減額となっております。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は 30 億円としています。

それでは、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。

61 ページをお願いします。

まず、歳出ですが、1 款 総務費につきましては、被保険者の資格管理、保険料賦課、保険給付などの事務的経費で、8 億 3,060 万 8 千円を計上しております。

主なものとしまして、右端の説明の欄をご覧くださいますと、12節の役務費は、被保険者への高額療養費などの支給決定通知の通信運搬費として1,527万2千円、医療費通知郵送料として2,576万2千円、また、レセプト点検に必要なレセプトの画像処理の手数料として1,353万3千円、交通事故など第三者が原因となって発生した医療費の求償事務に要する国保連合会への手数料として1,787万2千円を計上しています。

62 ページをお願いします。

13節 委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用している電算処理システムの運用等委託料を2,824万2千円、電算処理システムに使用している機器などの保守等委託料を2,352万9千円、また、レセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検や、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で4,450万6千円、後発医薬品利用差額通知業務等委託料を2,106万3千円計上しています。

また、平成31年度から広域連合の電算処理システムが新たなシステムに移行することから、本稼働に向けて30年度中に行うべき新システムの保守等業務委託料を7,537万円、新システム導入業務委託料を4,488万8千円計上しています。

64 ページをお願いします。

19節の派遣職員人件費負担金は、事業課の職員15名の派遣元市町村への人件費分として9,750万円を計上しております。

また、重複・頻回受診者訪問指導業務補助金には、49万1千円を計上していますが、これは、市町村の職員による対象者への訪問に対して、補助金を交付するものでございます。次の制度改正周知広報補助金は、250万円を計上しており、保険料軽減特例の段階的廃止や高額療養費見直しなどによる制度改正に関する周知に必要となる経費について、各市町村に補助金を交付するものです。

中間サーバー運営保険者負担金は、平成29年7月から始まりましたマイナンバー情報連携に伴う中間サーバー運営に係る保険者負担金として1,131万2千円を計上しています。

65 ページをお願いします。

2款 保険給付費、1項 療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払う療養給付費、また、柔道整復、コルセットなどの現金給付のための療養費や、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ74億3,770万9千円減となる1,313億2,333万3千円を計上しております。

66 ページをお願いします。

2項 1目の高額療養費につきましては、1ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分について支給するものや、制度の見直しにおいて、一般所得者区分の外來診療に関して年間の限度額が新たに設けられたことにより、今年度からその限度額を超えた分についても支給を行いますが、これを合わせて67億2,376万9千円を計上しております。

2目 高額介護合算療養費は、高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度

額を超えた部分について支給するもので、1億5,570万3千円を計上しております。

3項、その他医療給付費のうち、1目の葬祭費は、1件あたり3万円の支給をしていまして、2億2,497万円を計上しております。

2目、その他医療給付費は、災害等により所得減少となった方の、一部負担金を減免した場合の一部負担金相当分について、88万6千円を計上しております。

67ページをお願いします。

3款、1項のうち、1目の特別高額医療費共同事業拠出金5,825万9千円につきましては、1件400万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施している全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金です。

68ページをお願いします。

4款 保健事業費の1項、1目 健康診査費1億4,277万5千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して行う経費と、国保連合会に委託して行う医療機関等への健診費用の支払事務等に要する経費と、高知県歯科医師会に委託して行う歯科健診の実施に要する経費を計上しています。

健康診査につきましては、被保険者の健康状態を把握し、疾病の予防や重症化を防ぐため重要であり、生活習慣病で治療中の方であっても希望者は受診できるようにするなど、受診券の事前発送の対象者を拡大することにより、受診率向上に取り組んでいます。

歯科健診につきましては、咀嚼・嚥下機能など高齢者の特性に着目した歯科健診を行うことで、被保険者の健康の保持・増進を図るものです。歯科健診の自己負担は無料として、歯科医師会と契約し、実施しています。

2目 健康増進事業費3,172万7千円は、市町村が行います健康教室や、人間ドック、はり、きゅうマッサージ施術への助成など、被保険者の健康増進に関する事業に対する長寿・健康増進事業費補助金として2,500万円の計上と、高齢者の低栄養防止、重症化予防の事業に対する後期高齢者医療制度事業費補助金として672万7千円を計上し、各市町村で実施する被保険者の健康づくり事業を進めていくこととしております。

71ページをお願いします。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等として3,580万円を計上しております。

次に歳入について、主なものをご説明いたします。ページを戻っていただいて53ページをお願いします。1款 市町村支出金のうち、1項、1目の事務費負担金8億1,128万1千円は、特別会計で支出している人件費などの事務費を賄うための、市町村からの負担金です。

2目 保険料負担金111億9,612万5千円のうち、保険料負担金80億5,110万5千円は、市町村が徴収しました保険料を、広域連合へ納付するものです。

基盤安定負担金の31億4,502万円は、所得の少ない方の保険料の軽減分として、市町村が県負担金と合わせて広域連合へ納付するものです。

3目 療養給付費負担金は、自己負担割合が1割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する12分の1の、111億8,512万5千円を計上しています。

54 ページをお願いします。

2 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金のうち、1 目 療養給付費負担金は、給付費に対し国が負担する 12 分の 3 の 335 億 5,537 万 7 千円を計上しております。2 目 高額医療費負担金は、レセプト 1 件あたり 80 万円を超える医療費について、その 4 分の 1 ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、5 億 8,198 万円を計上しております。

次に、2 項 国庫補助金、1 目 調整交付金のうち、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、126 億 2,545 万 5 千円計上しております。

また、特別調整交付金につきましては、主に結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、10 億 1,794 万円を計上しております。

5 目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 6 億 4,273 万 6 千円は、保険料軽減対策の財源として国から交付されるものですが、29 年度から実施されている軽減特例の段階的な廃止の影響を受けまして、30 年度は 1 億 4,380 万 9 千円減額の予算計上となっております。

55 ページをお願いします。

3 款 県支出金、1 項 県負担金、1 目 療養給付費負担金は、給付費の 12 分の 1 の 111 億 8,512 万 5 千円を、また、2 目、高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の 5 億 8,198 万円を計上しております。

56 ページをお願いします。

4 款、1 項、支払基金交付金の、1 目 後期高齢者交付金の 553 億 6,622 万 7 千円は、国保などの医療保険者が拠出したしました支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じて、交付を受けるものでございます。

57 ページをお願いします。

5 款 特別高額医療費共同事業交付金の 4,870 万円は、レセプト 1 件あたり 400 万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものです。

58 ページをお願いします。

6 款 基金繰入金、1 目、事業運営基金繰入金 4 億 1,470 万円につきましては、歳入不足をおぎなうため、基金から繰り入れるものです。

60 ページをお願いします。

8 款 諸収入、3 項 雑入、1 目 第三者納付金の 2 億 684 万 1 千円は、交通事故など第三者による怪我の治療などに要した医療費について、損害賠償請求権に係る納付金を計上しています。

平成 30 年度 後期高齢者医療特別会計予算についての説明は、以上です。

---

## ◎第 7 号議案の質疑、討論、採決

○議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

○議長（高木妙君） つづきまして、第7号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第7号議案「平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### ◎第8号議案の審議の宣告

○議長（高木妙君） 日程第11、第8号議案「高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

---

#### ◎事務局長の議案概要説明

○議長（高木妙君） それでは、議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山下事務局長挙手）

○議長（高木妙君） 山下事務局長。

○事務局長（山下正雄君） 第8号議案「高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画議案」について、ご説明いたします。

それでは、議案書の75ページをお願いします。まず、第1「基本的事項」の、1「計

画の趣旨」についてですが、広域計画は、地方自治法及び広域連合規約に基づき策定するもので、後期高齢者医療に係る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針です。

次に、2の「計画の背景」として記載していますとおり、高齢者医療を取り巻く状況は、高齢化の進展や医療費の増加等により厳しさを増し、また、医療制度の改正等により制度自体が年々複雑化しています。その中で、制度の適正かつ円滑な運営に向け、様々な課題に対応するため、現状と課題、これまでの実績を踏まえ、第3次広域計画案を策定いたしました。

次に、第2次計画からの変更点について、ご説明します。

3点ほどありますが、まず一つ目は同じページの「3 計画の期間及び改定等」にありますとおり、広域連合では、第1次、第2次広域計画は5年単位で策定してきましたが、第3次広域計画案は、計画期間を6年間に変更しています。これは、県が策定している、「高知県保健医療計画」など関連性が高い計画が、平成30年度から6年間の計画となっており、これらの県計画と統合的な取り組みを進めていくために変更したものでございます。

79ページをお願いします。

2点目の変更点は、「3 保健事業の推進」でございまして。この、第3次広域計画では、これまでの健康診査や歯科健診などに加え、糖尿病をはじめとした生活習慣病等の重症化予防や、心身機能の低下に伴う疾病予防に重点を置いた保健事業を推進することとしています。

3点目は個人情報保護の取り組みでございまして。

79ページの「5 事務の適正化・効率化及び個人情報の保護」に記載しております、職員の研修や、特定個人情報、いわゆるマイナンバーも含めた個人情報の保護に取り組むことなどを明記しています。

計画の大きな変更点としては、以上になります。

また、81ページからは、資料編として統計資料を掲載しております。

広域計画についての説明は以上です。

---

### ◎第8号議案の質疑、討論、採決

- 議長（高木妙君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（高木妙君） 特にないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

- 議長（高木妙君） つづきまして、第8号議案について討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（高木妙君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第 8 号議案「高知県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画」を採決いたします。

第 8 号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高木妙君） 挙手全員であります。

よって、第 8 号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

---

#### ◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（高木妙君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（高木妙君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただきまして、ご審議を賜りまして、ご決定いただき、ありがとうございました。

今後とも増え続ける医療費に対しましては、本日ご決定いただきました広域計画や保健事業実施計画に基づき、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業の充実を図るため、関係市町村との連携を密にしながら事業運営を進めていくことが重要になっております。

高齢者の方々ができる限り健康で過ごされ、引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができるよう、国等の関係機関の動向を注視しながら、適切な制度の運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

寒さもゆるんでまいりましたが、季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（高木妙君） これをもちまして、平成 30 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 27 回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後 2 時 55 分 閉会

# 資 料



29 高後広第 655 号  
平成 30 年 2 月 13 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 高木 妙 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成30年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第27回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について          |
| 第2号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を制定する条例議案           |
| 第3号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第4号議案 | 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算            |
| 第5号議案 | 平成29年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算     |
| 第6号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算              |
| 第7号議案 | 平成30年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算       |
| 第8号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画議案                 |

平成 30 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会  
第 27 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	同 意
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を制定する条例議案	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 4 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 5 号議案	平成 29 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 6 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 7 号議案	平成 30 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第 8 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画議案	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定  
により署名する。

議 長

議 員

議 員